**平成２１年（フ）第１４０３号**
北九州市八幡西区小嶺３丁目９番21号
債務者　山口　浩明
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８２号**
北九州市小倉北区片野３丁目15番２―1205号
債務者　中尾　悦子（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第８４号**
北九州市八幡東区上本町１丁目14番28号
債務者　山形　　学
1　決定年月日時　平成22年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第２７号**
青森市茶屋町29番10号
債務者　斎藤　　幸
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３７１号**
青森県黒石市北美町２丁目100番地
債務者　木下　俊行
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所小倉支部

**平成２２年（フ）第９号**
青森県弘前市大字取上３丁目10番地６
債務者　小堀　豊香
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２４号**
青森県弘前市大字大開２丁目２番地２
債務者　相馬はつえ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２９号**
青森県弘前市大字宮園４丁目３番地１　県営住宅５－３－８号
債務者　吉川ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第１８号**
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2550番地37
債務者　中尾　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２４号**
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2550番地37
債務者　中尾　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第８号**
長崎県雲仙市吾妻町牛口名135番地１
債務者　長野　弘子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第１８８号**
岡山県苫田郡鏡野町香々美1241番地
債務者　水杉トミ子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第１８号**
岡山県津山市野介代957番地13
債務者　池田　卓志
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２２年（フ）第６８４号**
大阪府寝屋川市太秦元町13番23号
債務者　菅原　千春
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第２１０号**
香川県仲多度郡多度津町寿町１番23号
債務者　田中　敬治
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時40分
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２１年（フ）第３４９５号**
横浜市栄区長尾台町370番地３　ヒルトップ秋本201
債務者　菊池　安史
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３６７２号**
横浜市青葉区大場町216番地32
債務者　松本由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部